

# 告 示

## 埼玉県告示第三十七号

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第九号の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により公示する。

その関係図面は、令和四年一月十四日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課において一般の縦覧に供する。

令和四年一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高速葛飾川口線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
川口市大字新井宿五〇九番一地先から同市大字赤山一一一四番一地先まで		区 間
二四二・三七 ） 三九・九五	一四七・二七 ） 三九・九五	敷 地 の 幅 員  (メートル)
八九・一九		延 長  (メートル)